

議第84号

令和元年度山形県一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度山形県一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

山形県一般会計補正予算は、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第21号

令和元年度山形県一般会計補正予算（第7号）

令和元年度山形県の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,248,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ606,450,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		109,700,000	300,000	110,000,000
	1 県 民 税	36,986,000	△ 90,000	36,896,000
	2 事 業 税	22,697,000	313,000	23,010,000
	3 地 方 消 費 税	20,001,000	364,000	20,365,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,896,000	70,000	1,966,000
	5 県 た ば こ 税	1,079,000	18,000	1,097,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	112,000	1,000	113,000
	7 自 動 車 取 得 税	967,000	1,000	968,000
	8 軽 油 引 取 税	9,388,000	△ 400,000	8,988,000
	9 自 動 車 税	16,389,000	22,000	16,411,000
	10 鉱 区 税	2,000		2,000
	11 狩 猟 税	4,000		4,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	179,000	1,000	180,000
2 地方消費税清算金		40,561,000		40,561,000
	1 地方消費税清算金	40,561,000		40,561,000
3 地方譲与税		20,829,271	△ 84,906	20,744,365
	1 地方法人特別譲与税	17,800,000	4,335	17,804,335
	2 地方揮発油譲与税	2,700,000	△ 108,334	2,591,666
	3 石油ガス譲与税	160,000	△ 1,177	158,823

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 地方道路譲与税		1	1
	5 航空機燃料譲与税	40,000	3,050	43,050
	7 自動車重量譲与税	75,000	17,220	92,220
	8 森林環境譲与税	54,271	△ 1	54,270
4 地方特例交付金		1,393,975	△ 96,631	1,297,344
	1 地方特例交付金	631,975		631,975
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	762,000	△ 96,631	665,369
5 地方交付税		174,007,014	469,007	174,476,021
	1 地方交付税	174,007,014	469,007	174,476,021
6 交通安全対策特別交付金		360,000	12,503	372,503
	1 交通安全対策特別交付金	360,000	12,503	372,503
7 分担金及び負担金		3,722,041		3,722,041
	1 分担金	2,769,699		2,769,699
	2 負担金	952,342		952,342
8 使用料及び手数料		6,976,482		6,976,482
	1 使用料	4,902,863		4,902,863
	2 手数料	27,317		27,317
	3 県証紙収入	2,046,302		2,046,302
9 国庫支出金		80,694,475	△ 37,998	80,656,477
	1 国庫負担金	26,344,638		26,344,638

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	53,077,253	△ 37,998	53,039,255
	3 委託金	1,272,584		1,272,584
10 財産収入		1,445,557		1,445,557
	1 財産運用収入	441,578		441,578
	2 財産売却収入	1,003,979		1,003,979
11 寄附金		903,459		903,459
	1 寄附金	903,459		903,459
12 繰入金		13,747,187	△ 1,302,064	12,445,123
	1 特別会計繰入金	1,099,359		1,099,359
	2 基金繰入金	11,247,828	△ 1,302,064	9,945,764
	3 公営企業繰入金	1,400,000		1,400,000
13 繰越金		4,575,952		4,575,952
	1 繰越金	4,575,952		4,575,952
14 諸収入		60,796,487	83,389	60,879,876
	1 延滞金、加算金及び過料等	103,019		103,019
	2 県預金利子	4,554		4,554
	3 公営企業貸付金元利収入	10,900,144		10,900,144
	4 貸付金元利収入	42,252,766		42,252,766
	5 受託事業収入	505,179		505,179
	6 収益事業収入	1,913,463	83,389	1,996,852

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 利子割精算金収入	2		2
	8 雑入	5,117,360		5,117,360
15 県債		87,985,100	△ 591,300	87,393,800
	1 県債	87,985,100	△ 591,300	87,393,800
歳入合計		607,698,000	△ 1,248,000	606,450,000

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,134,066		1,134,066
	1 議会費	1,134,066		1,134,066
2 総務費		40,469,370	△ 51,749	40,417,621
	1 総務管理費	18,984,614	△ 51,749	18,932,865
	2 企画費	13,738,672		13,738,672
	3 徴税費	4,580,296		4,580,296
	4 市町村振興費	826,171		826,171
	5 選挙費	872,886		872,886
	6 防災費	772,953		772,953
	7 統計調査費	424,000		424,000
	8 人事委員会費	131,729		131,729
	9 監査委員費	138,049		138,049
3 民生費		76,501,089		76,501,089
	1 社会福祉費	54,410,265		54,410,265
	2 児童福祉費	19,792,267		19,792,267
	3 生活保護費	1,844,251		1,844,251
	4 災害救助費	454,306		454,306
4 衛生費		21,617,127		21,617,127
	1 公衆衛生費	2,845,389		2,845,389
	2 環境衛生費	3,004,255		3,004,255

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 保健所費	1,594,111		1,594,111
	4 医薬費	14,173,372		14,173,372
5 労働費		2,238,289		2,238,289
	1 労政費	1,075,139		1,075,139
	2 職業訓練費	675,601		675,601
	3 失業対策費	419,831		419,831
	4 労働委員会費	67,718		67,718
6 農林水産業費		53,863,831		53,863,831
	1 農業費	12,954,111		12,954,111
	2 畜産業費	4,931,664		4,931,664
	3 農地費	25,616,125		25,616,125
	4 林業費	7,667,653		7,667,653
	5 水産業費	2,694,278		2,694,278
7 商工費		48,302,440		48,302,440
	1 商業費	40,101,004		40,101,004
	2 工鉱業費	6,647,980		6,647,980
	3 観光費	1,553,456		1,553,456
8 土木費		77,711,270	△ 926,294	76,784,976
	1 土木管理費	3,427,984		3,427,984
	2 道路橋りょう費	43,381,480	△ 881,104	42,500,376

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	20,055,531		20,055,531
	4 港湾費	3,200,058	△ 45,190	3,154,868
	5 都市計画費	6,021,786		6,021,786
	6 住宅費	1,624,431		1,624,431
9 警察費		26,877,273	△ 11,280	26,865,993
	1 警察管理費	25,188,417	△ 11,280	25,177,137
	2 警察活動費	1,688,856		1,688,856
10 教育費		113,050,437	△ 258,677	112,791,760
	1 教育総務費	11,119,297	△ 16,628	11,102,669
	2 小学校費	39,168,828	△ 71,978	39,096,850
	3 中学校費	22,586,609	△ 76,588	22,510,021
	4 高等学校費	27,376,557	△ 77,213	27,299,344
	5 特別支援学校費	9,227,941	△ 16,270	9,211,671
	6 大学費	1,242,423		1,242,423
	7 社会教育費	1,544,519		1,544,519
	8 保健体育費	784,263		784,263
11 災害復旧費		4,432,998		4,432,998
	1 農林水産施設災害復旧費	438,990		438,990
	2 公共土木施設災害復旧費	3,979,891		3,979,891
	3 教育施設災害復旧費	14,117		14,117

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		89,082,888		89,082,888
	1 公債費	89,082,888		89,082,888
13 諸支出金		52,366,922		52,366,922
	2 公営企業貸付金	11,234,291		11,234,291
	3 地方消費税清算金	19,190,620		19,190,620
	4 利子割交付金	122,594		122,594
	5 配当割交付金	391,200		391,200
	6 株式等譲渡所得割交付金	179,771		179,771
	7 地方消費税交付金	20,367,220		20,367,220
	8 ゴルフ場利用税交付金	79,296		79,296
	10 自動車取得税交付金	637,921		637,921
	11 利子割精算金	370		370
	12 環境性能割交付金	163,639		163,639
	14 予備費		50,000	
1 予備費		50,000		50,000
歳出合計		607,698,000	△ 1,248,000	606,450,000

第2表 地方債補正

1 変更

(1) 限度額の変更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
減 収 補 て ん	千円 2,400,000	千円 2,100,000
退 職 手 当	3,000,000	2,708,700

# 令和元年度一般会計補正予算に 関する説明書

# 目 次

一 一般会計歳入歳出補正予算（第7号）事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

一 一般会計歳入歳出補正予算(第7号)事項別明細書

# 1 総括

# (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	109,700,000	300,000	110,000,000
2 地方消費税清算金	40,561,000		40,561,000
3 地方譲与税	20,829,271	△ 84,906	20,744,365
4 地方特例交付金	1,393,975	△ 96,631	1,297,344
5 地方交付税	174,007,014	469,007	174,476,021
6 交通安全対策特別交付金	360,000	12,503	372,503
7 分担金及び負担金	3,722,041		3,722,041
8 使用料及び手数料	6,976,482		6,976,482
9 国庫支出金	80,694,475	△ 37,998	80,656,477
10 財産収入	1,445,557		1,445,557
11 寄附金	903,459		903,459
12 繰入金	13,747,187	△ 1,302,064	12,445,123
13 繰越金	4,575,952		4,575,952

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 諸 収 入	60,796,487	83,389	60,879,876
15 県 債	87,985,100	△ 591,300	87,393,800
歳 入 合 計	607,698,000	△ 1,248,000	606,450,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
1 議会費	1,134,066		1,134,066				
2 総務費	40,469,370	△ 51,749	40,417,621		△ 291,300		239,551
3 民生費	76,501,089		76,501,089				
4 衛生費	21,617,127		21,617,127				
5 労働費	2,238,289		2,238,289				
6 農林水産業費	53,863,831		53,863,831				
7 商工費	48,302,440		48,302,440				
8 土木費	77,711,270	△ 926,294	76,784,976	△ 37,998			△ 888,296
9 警察費	26,877,273	△ 11,280	26,865,993				△ 11,280
10 教育費	113,050,437	△ 258,677	112,791,760				△ 258,677
11 災害復旧費	4,432,998		4,432,998				
12 公債費	89,082,888		89,082,888				

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
13 諸支出金	52,366,922		52,366,922				
14 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	607,698,000	△ 1,248,000	606,450,000	△ 37,998	△ 291,300		△ 918,702

2 歳

入

第1款 県

税 第1項 県

民 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1個人	32,860,000	△ 73,000	32,787,000	現年課税分	△ 54,000	均等割 税率1人につき 2,500円 所得割 税率 100分の4 配当割 税率 100分の5 株式等譲渡所得割 税率 100分の5
				滞納繰越分	△ 19,000	
3利子割	202,000	△ 17,000	185,000	現年課税分	△ 17,000	税率 100分の5
計	36,986,000	△ 90,000	36,896,000			

第1款 県

税 第2項 事 業 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	1,126,000	△ 5,000	1,121,000	現年課税分	△ 6,000	第1種事業 税率 100分の5 第2種事業 税率 100分の4 第3種事業 税率 100分の3 100分の5
				滞納繰越分	1,000	
2 法人	21,571,000	318,000	21,889,000	現年課税分	318,000	普通法人 資本金等の金額 1億円超 所得割 税率 100分の0.4 100分の0.7 100分の1 付加価値割 税率 100分の1.2 資本割 税率 100分の0.5 資本金等の金額 1億円以下 税率 100分の3.5 100分の5.3 100分の7 特別法人 税率 100分の3.5 100分の4.9 収入金額課税法人 税率 100分の1
計	22,697,000	313,000	23,010,000			

## 第1款 県

## 税 第3項 地 方 消 費 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 譲渡割	18,886,000	388,000	19,274,000	譲渡割	388,000	税率 78分の22
2 貨物割	1,115,000	△ 24,000	1,091,000	貨物割	△ 24,000	税率 78分の22
計	20,001,000	364,000	20,365,000			

## 第1款 県

## 税 第4項 不 動 産 取 得 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産取得税	1,896,000	70,000	1,966,000	現年課税分	69,000	税率 100分の3 100分の4
				滞納繰越分	1,000	
計	1,896,000	70,000	1,966,000			

## 第1款 県

## 税 第5項 県 た ば こ 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県たばこ税	1,079,000	18,000	1,097,000	現年課税分	18,000	税率 千本につき 930円
計	1,079,000	18,000	1,097,000			

## 第1款 県

## 税 第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税	112,000	1,000	113,000	現年課税分	1,000	税率 定額
計	112,000	1,000	113,000			

## 第1款 県

## 税 第7項 自 動 車 取 得 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車取得税	967,000	1,000	968,000	現年課税分	1,000	税率 100分の2 100分の3
計	967,000	1,000	968,000			

## 第1款 県

## 税 第8項 軽 油 引 取 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 軽油引取税	9,388,000	△ 400,000	8,988,000	現年課税分	△ 400,000	税率 1キロリットルにつき 32,100円
計	9,388,000	△ 400,000	8,988,000			

## 第1款 県

## 税 第9項 自 動 車 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車税	15,912,000	31,000	15,943,000	現年課税分	30,000	税率 定額
				滞納繰越分	1,000	
2 環境性能割	366,000	△ 6,000	360,000	現年課税分	△ 6,000	税率 100分の0.5 100分の1 100分の2 100分の3
3 種別割	111,000	△ 3,000	108,000	現年課税分	△ 3,000	税率 定額
計	16,389,000	22,000	16,411,000			

## 第1款 県

## 税 第12項 産 業 廃 棄 物 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 産業廃棄物税	179,000	1,000	180,000	現年課税分	1,000	税率 1トンにつき 1,000円
計	179,000	1,000	180,000			

第3款 地方譲与税 第1項 地方法人特別譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方法人特別譲与税	17,800,000	4,335	17,804,335	地方法人特別譲与税	4,335	
計	17,800,000	4,335	17,804,335			

第3款 地方譲与税 第2項 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	2,700,000	△ 108,334	2,591,666	地方揮発油譲与税	△ 108,334	
計	2,700,000	△ 108,334	2,591,666			

第3款 地方譲与税 第3項 石油ガス譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 石油ガス譲与税	160,000	△ 1,177	158,823	石油ガス譲与税	△ 1,177	
計	160,000	△ 1,177	158,823			

第3款 地方譲与税 第4項 地方道路譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方道路譲与税		1	1	地方道路譲与税	1	
計		1	1			

第3款 地方譲与税 第5項 航空機燃料譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 航空機燃料譲与税	40,000	3,050	43,050	航空機燃料譲与税	3,050	
計	40,000	3,050	43,050			

第3款 地方譲与税 第7項 自動車重量譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	75,000	17,220	92,220	自動車重量譲与税	17,220	
計	75,000	17,220	92,220			

第3款 地方譲与税 第8項 森林環境譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	54,271	△ 1	54,270	森林環境譲与税	△ 1	
計	54,271	△ 1	54,270			

第4款 地方特例交付金 第2項 子ども・子育て支援臨時交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 子ども・子育て支援臨時交付金	762,000	△ 96,631	665,369	子ども・子育て支援臨時交付金	△ 96,631	
計	762,000	△ 96,631	665,369			

第5款 地方交付税 第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	174,007,014	469,007	174,476,021	地方交付税	469,007	
計	174,007,014	469,007	174,476,021			

第6款 交通安全対策特別交付金 第1項 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	360,000	12,503	372,503	交通安全対策特別交付金	12,503	
計	360,000	12,503	372,503			

第9款 国庫支出金 第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
11 土木費国庫補助金	22,139,745	△ 37,998	22,101,747	道路除雪費補助	784,000	
				社会資本整備総合交付金	△ 821,998	
計	53,077,253	△ 37,998	53,039,255			

第12款 繰入金 第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	11,247,828	△ 1,302,064	9,945,764	財政調整基金繰入金	△ 1,302,064	
計	11,247,828	△ 1,302,064	9,945,764			

第14款 諸 収 入 第6項 収 益 事 業 収 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 宝くじ収入	1,913,463	83,389	1,996,852	宝くじ収入	83,389	
計	1,913,463	83,389	1,996,852			

第15款 県 債 第1項 県 債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 総務費債	30,334,800	△ 591,300	29,743,500	退職手当債	△ 291,300	
				減収補てん債	△ 300,000	
計	87,985,100	△ 591,300	87,393,800			

3 歳

出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 一般管理費	13,775,466	△ 51,749	13,723,717		△ 291,300		239,551	3 職員手当等	△ 51,749	退職手当
計	18,984,614	△ 51,749	18,932,865		△ 291,300		239,551			

第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 道路橋りょう維持費	6,927,045	△ 881,104	6,045,941	△ 37,998			△ 843,106	4 共済費	442	
								11 需用費	10,461	一般需用費
								12 役務費	100	
								13 委託料	△ 892,083	
								14 使用料及び賃借料	△ 3	
							19 負担金、補助及び交付金	△ 21	消雪施設管理費負担金	
計	43,381,480	△ 881,104	42,500,376	△ 37,998			△ 843,106			

第8款 土木費 第4項 港湾費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
3 空港費	1,204,801	△ 45,190	1,159,611				△ 45,190	11 需用費	△ 14,342	一般需用費
								12 役員費	△ 163	
								13 委託料	△ 30,685	
計	3,200,058	△ 45,190	3,154,868				△ 45,190			

— 44 —

第9款 警察費 第1項 警察管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 警察本部費	23,116,248	△ 11,280	23,104,968				△ 11,280	3 職員手当等	△ 11,280	退職手当
計	25,188,417	△ 11,280	25,177,137				△ 11,280			

第10款 教 育 費 第1項 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2事務局費	3,605,613	△ 16,628	3,588,985				△ 16,628	3 職員手当等	△ 16,628	退職手当
計	11,119,297	△ 16,628	11,102,669				△ 16,628			

第10款 教 育 費 第2項 小 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1教職員費	39,168,828	△ 71,978	39,096,850				△ 71,978	3 職員手当等	△ 71,978	退職手当
計	39,168,828	△ 71,978	39,096,850				△ 71,978			

第10款 教 育 費 第3項 中 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1教職員費	22,586,609	△ 76,588	22,510,021				△ 76,588	3 職員手当等	△ 76,588	退職手当
計	22,586,609	△ 76,588	22,510,021				△ 76,588			

第10款 教 育 費 第4項 高 等 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 高等学校総務費	22,073,767	△ 77,213	21,996,554				△ 77,213	3 職員手当等	△ 77,213	退職手当
計	27,376,557	△ 77,213	27,299,344				△ 77,213			

第10款 教 育 費 第5項 特 別 支 援 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 特別支援学校費	9,227,941	△ 16,270	9,211,671				△ 16,270	3 職員手当等	△ 16,270	退職手当
計	9,227,941	△ 16,270	9,211,671				△ 16,270			

## 議第85号

### 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

#### 提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行等に伴う山形県県税条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第22号

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり山形県県税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項第1号中「次号」を「次号及び第3号」に改め、同号口中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に改め、同項第2号中「電気供給業」を「電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含む。以下この節において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額
  - ロ 第1号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第49条の2第6項の表中「第3項第1号」を「第4項第1号」に、「第3項第3号」を「第4項

第3号」に、

第54条第3項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で	を
---------	-----	--	---

第54条第3項第1号	合計額	合計額（受託法人であるものにあつては、イに掲げる金額）	に改める。
第54条第4項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で	

第52条第1項中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

第54条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「電気供給業」を「電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第49条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- イ 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
  - ロ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
  - ハ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額
- (2) 第49条第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
- イ 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
  - ロ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第86条の2中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第74条の6第2項」を「、法第74条の6第1項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、同条第3項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、法第74条の6第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、法第74条の10第1項又は第3項の規定による申告書に前項（法第74条の6第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法第74条の6第2項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

附則第9条第4項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第10条の2第2項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第12号から第14号まで」を「第31条の2第2項第13号及び第14号」に、「同項第12号」を「同項第13号」に改め、同条第6項及び第7項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

附則第13条の3中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

附則第13条の4第2項中「及び加算税」を「、利子税及び加算税」に、「課される」を「利子税並びに課される」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第13条の8及び第13条の9第1項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第15条の2の3第1項第5号中「又は装置」を削る。

附則第15条の3第1項中「に限る」を「以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く」に改め、同項の表中

(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	29,200	/	
	小型自動車に属するもの	20,900		
	総排気量が1リットル以下のもの			27,100
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの			31,700
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの			36,300
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの			41,400
	総排気量が2.5リットルを超え3リ			46,900

	ットル以下のもの	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900
	総排気量が6リットルを超えるもの	102,100

(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	29,200	
	小型自動車に属するもの	20,900	

改める。

附則第15条の3の2第1項中「の乗用車」を「の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー」に改め、同項の表中

総排気量が6リットルを超えるもの	111,000
------------------	---------

	総排気量が6リットルを超えるもの	111,000
特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの並びに原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及	総排気量が1リットル以下のもの	23,600
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200

び小型自動車に属するものを除く。)	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400
	総排気量が6リットルを超えるもの	88,800

改め、同条第2項中「の乗用車」を「の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー」に改め、同項の表中

	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600	を
--	------------------	---------	---

	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600	に
特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの並びに原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	27,100	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900	
	総排気量が6リットルを超えるもの	102,100	

改め、同条第3項中「の乗用車」を「の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー」に改め、同項の表中

	総排気量が6リットルを超えるもの	28,000	を
--	------------------	--------	---

	総排気量が6リットルを超えるもの	28,000
特種用途車のうち	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	6,000

キャンピングカー (原動機を用いないもの並びに原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。)	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	7,000	に
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	8,000	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	9,000	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	10,500	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	12,000	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	13,500	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	15,500	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	18,000	
	総排気量が6リットルを超えるもの	22,500	

改め、同条第4項中「の乗用車」を「の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー」に改め、同項の表中

	総排気量が6リットルを超えるもの	55,500	を
--	------------------	--------	---

	総排気量が6リットルを超えるもの	55,500	に
特種用途車のうちキャンピングカー (原動機を用いないもの並びに原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	12,000	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	14,000	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	16,000	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	18,000	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	20,500	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	23,500	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	27,000	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	31,000	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	35,500	

を 除 く。)	総排気量が6リットルを超えるもの	44,500
---------------	------------------	--------

改める。

附則第21条の3第2項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。